

市税等の納付は口座振替をご利用ください

市税等の納付は、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。この機会にぜひお手続きください。

1 口座振替できる税金等

- 市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税
- 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)

2 口座振替日

各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、振替日が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

3 口座振替開始日

原則、お申し込みをした月の翌月の納期分からです。

4 口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申し込みいただけます。

- 常陽銀行
- 筑波銀行
- 茨城県信用組合
- 東日本銀行
- 常陸農業協同組合 各支店
- 水戸信用金庫
- 烏山信用金庫
- 中央労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局

※固定資産税の全期前納報奨金制度は、令和3年度から廃止になります。

全期前納の支払い方法は継続されますが、報奨金はありません。

全期前納から期別振替に変更する場合は、口座振替依頼書による変更手続きが必要です。

※口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。

※市役所・各支所ではお申し込みできません。金融機関にお申し込みください。

5 申込みの際に必要なもの

- 通帳等口座番号がわかるもの
- 通帳の届出印
- 納税通知書(納付書)

◇◇◇市税等は納期限内に納付しましょう◇◇◇

問 本庁 税務徴収課徴収推進室 ☎52-1111 内線237・238
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

太田税務署から確定申告期間のお知らせ

緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることから、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日(木)まで延長しています。

※確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。

※市相談会場(本庁・各支所)での所得税の確定申告受付期間は、令和3年3月15日(月)までとなっておりますのでご注意ください。

問 太田税務署個人課税第一部門 ☎0294-72-2171